

**介護予防・日常生活支援総合事業  
多様なサービス 実施のしおり  
【自立支援通所サービス（通所型サービスA）】**

令和8年（2026）4月

出雲市医療介護連携課

## 目 次

1. 介護予防・日常生活支援総合事業とは	3
2. サービスの対象者	4
3. サービスの内容・基準・単価等	6
4. サービスの運営等に係る留意事項について	7
5. サービスの事業所指定について	10
6. 関連する要綱等について	10
7. その他	10
8. 様式等	11

### 各サービスの通称について

総合事業の各サービスの通称は次のとおりです。

- 訪問介護従前相当サービス⇒ 重度化予防訪問介護サービス
- 通所介護従前相当サービス⇒ 重度化予防通所介護サービス
- 訪問型サービス A ⇒ 自立支援訪問サービス
- 通所型サービス A ⇒ 自立支援通所サービス
- 訪問型サービス C ⇒ 短期集中いきいき訪問サービス
- 通所型サービス C ⇒ 短期集中いきいき通所サービス
- 訪問型サービス B ⇒ たすけあい訪問サービス
- 訪問型サービス D ⇒ たすけあい移送サービス

このしおりは、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）における「通所型サービス A」について、その実施概要についての理解を深めることを目的として、サービス提供事業所向けに作成するものです。

なお、サービスの基準や単価等の詳細については、「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」および「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」を確認してください。サービスコードについては、出雲市ホームページで公開しています。

# 1. 介護予防・日常生活支援総合事業とは

高齢者人口の増加による介護保険給付費の増加と、介護保険サービスにかかる人材不足等へ対応するため、介護保険法改正により、平成27年から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）が導入され、地域の実情に応じたサービスを市が設計・実施できることとなりました。

出雲市では、平成29年4月から総合事業を開始し、利用者の状態像に応じて多様なサービスを提供できる体制を整備しています。

総合事業は、支援の担い手を幅広く確保し多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、また、高齢者が要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができるよう、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行うことを目的としています。

## (1) 国が示す総合事業の内容(出雲市未実施の事業も含む)

### ○サービス・活動事業（第一号事業）

このしおりに  
関連するサービス

事業	内容
訪問型サービス (第1号訪問事業)	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供 《訪問介護従前相当サービス、多様なサービス(訪問型A、B、C、D)》
通所型サービス (第1号通所事業)	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供 《通所介護従前相当サービス、多様なサービス(通所型A、B、C)》
その他の生活支援 サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防 ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう ケアマネジメント

### ○一般介護予防事業

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防 普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動 支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防 事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーシ ョン活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

## (2) 出雲市で実施する通所型サービスの類型

出雲市では、通所型サービス(第1号通所事業)は、次のものを実施します。

### ○通所型サービスの種類と概要

	従前の通所介護相当	多様なサービス	
種別	重度化予防 通所介護サービス	自立支援通所サービス	短期集中いきいき 通所サービス
	(従前相当通所介護)	(通所型サービスA)	(通所型サービスC)
内容	生活機能の向上のための 機能訓練 ※通所介護(国の基準) と同様のサービス	通所介護従前相当サービスの 人員基準を緩和した運営によ り、ボランティアや地域住民 が加わり、体操やレクリエー ション等を実施	専門職が生活行為の改善に 効果的な介護予防プログラ ムを短期集中的に実施し、 生活機能の向上・社会参加 を目指す(3~6か月間)
提供者	通所介護事業所	介護事業所 団体、NPO法人等	保健・医療の専門職

## 2. サービスの対象者

### (1) 対象者

サービス・活動事業の対象者は、次のとおりです。

- 要支援者…介護保険の要支援1・2の認定を受けた人
- 事業対象者…65歳以上の人で、基本チェックリストを使用し、事業対象者と判定された方
- 継続利用要介護者…要支援者等のときから訪問型サービスA・B・D、通所型サービスAを受けていたもののうち、継続的にサービスを受ける要介護者

## (2) 通所型サービスの類型ごとの対象者像

各通所型サービス類型について、その対象者の状態による区分は下記のとおりとしています。

種類	状態像	
重度化予防通所介護サービス (従前相当通所介護)	要支援 1, 2 事業対象者	<p>○以下の全てに該当する者</p> <p>①【疾病の状況】進行性疾患や病態が安定しない者</p> <p>②【通所の必要性】一定の期間、通所により、専門職による専門的なサービス(入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練)が必要と認められる者</p> <p>(例：多様なサービスの利用が難しい者・不適切な者、            専門職の指導による生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれる者)</p> <p><b>備考</b>▶一定期間後に実施するモニタリング(例えば、3か月毎に実施する面接によるモニタリング(評価))に基づき、可能な限り住民主体の活動を含む多様なサービス又は地域活動(通いの場、ふれあいサロン、趣味活動、ボランティア活動等)やセルフケアへの移行を検討すること</p> <p>▶なお、当該モニタリングの結果、引き続き上記に該当し、専門的なサービスが必要と認められる場合はこの限りではない。</p>
自立支援通所サービス (通所型サービスA)	要支援 1, 2 事業対象者 継続利用要介護者	<p>○以下の全てに該当する者</p> <p>①【生活機能】日常生活が一定程度自立している者</p> <p>②【通所の必要性】自ら体を動かしたり外出する機会が少なく、通所により閉じこもり予防や自立支援に向けた取組(社会参加や交流の機会確保、生活機能の維持改善のための身体機能訓練等)を実施する必要がある者</p> <p><b>備考</b>▶一定期間後に実施するモニタリングに基づき、地域活動(通いの場、ふれあいサロン、趣味活動、ボランティア活動等)やセルフケアへの移行を検討すること</p> <p>▶なお、当該モニタリングの結果、引き続き上記に該当し、専門的なサービスが必要と認められる場合はこの限りではない。</p>
短期集中いきいき通所サービス (通所型サービスC)	要支援 1, 2 事業対象者	<p>○以下の全てに該当する者</p> <p>①【生活機能】調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障があり、短期間の支援により改善が期待できる者</p> <p>②【意欲・終了後見込】介護予防に意欲的に取り組むことができる見込みがあり、終了後は通いの場等の社会参加に資する活動等への移行やセルフケアの継続が期待できる者</p> <p><b>留意事項</b></p> <p>○【医療状況確認】進行性疾患や病態が安定しない者、医療依存度が高い者等については、主治医に介入可能か確認してください。</p>

### 3. サービスの内容・基準・単価等

#### (1) サービスの内容・基準(事業所指定・委託)

(R8.4時点)

		自立支援通所サービス(通所型サービスA)	
		事業者指定	委託
人員 基準	管理者	1人	—
	機能訓練職員等(*1)	評価時等1人以上	
	看護職員(*2)	1人以上	
	介護職員等	15人以下 1人以上 15人超 利用者1人につき0.2以上	
	その他	地域住民、ボランティアの関与。その他必要な職員	
設備 等	場所の確保 設備	①サービスの提供に必要な場所の確保 (基準)3平米に利用定員を乗じて得た面積以上 ②必要な設備、備品	

\*1 国の基準のほか、健康運動指導士、健康運動実践指導者、心身機能活性療法指導士等

\*2 看護職員は、安全管理措置を講じたうえで、他の職務に従事可能。

※詳細は「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を参照してください。

#### (2) サービスの単価・サービスコード等(事業所指定分)

(R8.4時点)

自立支援通所サービス(通所型サービスA)【事業所指定】	
算定単位	1回あたり
単位	週1回：1回につき370単位
加算等	中山間地域等居住者加算：60単位/回【指定事業者のみ】 【加算について】 加算の対象地域については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号。)の例による。なお、当該サービス提供事業所の通常の事業の実施地域内の対象者へ、サービスを行った場合においても加算することができる。
サービスコード	A7(国保連経由で審査・支払い)
利用者負担	<u>1割</u>
限度額管理	支給限度額 要支援1、事業対象者 50,320円 要支援2 105,310円

\* サービスコードは、出雲市のホームページに掲載しています。

(掲載場所：総合メニュー > 市民の方 > 情報を探す/場面から探す > 高齢者・介護)

「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)関連」)

《委託事業者の場合》 ※委託事業者については、加算等を設けていません。

●サービス費：3,700円/回

●利用料：370円/回

## 4. サービスの運営等に係る留意事項について

### (1)個別計画表の作成について

- 介護予防サービス・支援計画に基づき個別計画表を作成してください。個別計画表の期間は、介護予防サービス・支援計画に合わせてください。
- また、作成した個別計画表を計画作成者に速やかに提出してください。

### (2)実績報告及び支払について

- 実績報告(サービスの提供状況等)については、市及び計画作成者に対して、下記の期日までに提出してください。
  - \*市への提出…サービス提供月の翌月10日まで(資料1-1、1-2、2)
  - \*計画作成者…計画作成者の指定する期日
- 指定事業所は、島根県国民健康保険団体連合会を經由しサービス費を支給します。
- 委託料については、実績報告に基づき、原則、サービス提供月の翌月末日に事業者を支払います。(※月末が土日等の場合は、その前日払い。)  
なお、委託事業の場合は、委託契約終了後に完了報告をします。委託契約終了後、市が指定する実績報告書等の書類を提出してください。(資料3、4)

### (3)評価について

- 事業者は、サービス開始時及びサービス開始後一年ごとに、利用者からデータを測定し、事業実施に伴う評価を検証します。(資料5)
- 評価表は、介護予防サービス・支援計画期間終了後、計画作成者に速やかに提出してください。  
**【通所型サービスA】**
  - ①身体機能評価(筋力、移動能力、歩行能力測定)、②痛み心理面の評価
  - ③生活面の評価、④主観的健康観、⑤その他
- なお、市には、①～③を年度末に市が提供する集計ツールを用いて提出ください。

### (4)契約書及び重要事項説明書

- 総合事業によるサービスの提供にあたっては、保険給付と同様に利用者との契約関係に基づきサービスの提供が行われるため、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となります。
- 事業者は、利用者に対して重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上で、契約書を締結してください。
- ただし、委託によるサービスについては、契約書等の締結は不要ですが、利用の申込といった行為に基づいてサービスを提供します。

	契約書及び重要事項証明書
指定事業	要
委託事業	不要(利用申込が必要)

#### (5)清潔の保持・健康状態の管理

○衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じてください。

- ①従事者の清潔の保持・健康状態の管理
- ②施設、施設内設備・備品の衛生的な管理
- ③感染症の防止、まん延の防止

#### (6)個人情報の取扱いについて(秘密保持)

○業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことを禁じています。その職を退いた後も同様とします。

○また、自立支援通所サービス(通所型サービスA)の介護予防ケアマネジメントについては、「ケアマネジメントB」により、実施します。「ケアマネジメントB」は、必要に応じてサービス担当者会議を開催することとなっており、サービス事業者は、利用者や家族の個人情報を取り扱うこととなるため、あらかじめ、利用者から個人情報取扱いの「同意」を得る必要があります。(同意の様式は任意です。)

#### (7)緊急時等の対応、業務継続計画の策定、虐待の防止について

○緊急時等の対応

緊急時等の対応について、委託事業者は、従来、使用していた「出雲市介護予防事業(二次予防事業)安全管理・緊急対応マニュアル」を「出雲市介護予防事業(多様なサービス)安全管理・緊急対応マニュアル」に置換え使用します。

指定事業者は「出雲市介護予防事業・日常生活支援総合事業 第1号事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に基づき、緊急時の対応や事故発生時の対応等について、必要な措置を講じてください。

○業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時等において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し必要な措置を講じてください。

○虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じてください。

#### (8)継続利用要介護者のサービス利用について

○要支援等から要介護に介護度が上がったことによって、サービス提供事業所として対応が難しくなる可能性も考えられます。継続利用要介護者の総合事業の利用については、一人ひとりの状態像は異なることから、適切なサービスを提供することが可能かどうか、ご本人をはじめ、ご家族、サービス提供事業所、ケアマネジャー等で十分に検討してください。

○また、継続利用要介護者のサービス利用については、次の事項に留意してください。

- ・サービスの提供を適切に行うため、居宅介護支援事業者、高齢者あんしん支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域ケア会議と密接に連携し、利用者の心身の状況等の把握に努めること。
- ・利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の

必要な措置を講じること及びその実施方法を定めていること。

\*あらかじめ、利用者ごとに以下①～⑤のような緊急時や状態変化時、利用状況の変化時における連絡・相談先(家族、介護支援専門員、高齢者あんしん支援センター等)を整理しておき、サービス提供中に当該状況が生じた場合は、速やかに対応すること。

- ①病状の急変時などの緊急時
- ②心身の状態に変化があったとき
- ③欠席が継続しているとき
- ④参加状況が不安定なとき
- ⑤その他何らかの異変があったとき等

### (9)変更・再開の届出、廃止・休止の届出と便宜の提供

- サービスの変更を行うときは変更後 10 日以内、再開するときは再開後 10 日以内、廃止又は休止するときは廃止・休止日の 1 か月前までに届出をしてください。
- 廃止又は休止するときは、利用者が希望する場合、必要なサービスが継続的に提供されるよう、ケアマネジャーやその他関係者との連絡調整その他便宜の提供を行ってください。

### (10)設備等について

サービスの提供に必要な場所の確保、設備、備品を備えてください。

- 場所の確保については、安全に運営できる十分なスペースを確保してください。

	場所の確保
通所型サービスA	3 平米に利用定員を乗じて得た面積以上

- 事業費及び委託料で購入した備品の取扱いについては、以下のとおりとします。

	事業終了後の帰属
指定事業	事業者
委託事業	市

### (11)その他

- 運営等に係る留意事項等の詳細については「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を確認してください。
- 自立支援訪問サービス(訪問型サービスA)の介護予防ケアマネジメントについては、令和7年度までは「ケアマネジメントA」で実施していましたが、令和8年度からは「ケアマネジメントB」で実施します。
  - \*次のとおり、サービス担当者会議及びモニタリングの取扱いが異なります。
    - ・ケアマネジメントA…サービス担当者会議及びモニタリング：必ず実施
    - ・ケアマネジメントB…サービス担当者会議及びモニタリング：必要に応じて実施

## 5. サービスの事業所指定について

### (1) 指定申請について

指定に必要な書類につきましては、出雲市のホームページに掲載しています。通所介護従前相当サービス等において既に指定を受けている事業所についても、新規指定手続きが必要です。なお、指定の効力は、指定申請をした市のみに適用（指定期間 6 年間）されます。

### (2) 指定申請に必要な書類

指定申請書、付表、その他添付資料

\* 詳細は、出雲市のホームページ掲載の情報を確認してください。

## 6. 関連する要綱等について

### ○ 総合事業の実施要綱

「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」

### ○ 事業所指定及び人員等に関する要綱

「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」

「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号事業を提供する事業者指定に関する要綱」

\* 各要綱については、出雲市のホームページに掲載しています。

## 7. その他

○ 自立支援通所サービス(通所型サービス A)は、令和 8 年度から、「介護人材確保・定着推進事業費補助金」における「条件不利地域の支援」の対象となります(※)。

(※ 詳細は、出雲市のホームページをご確認ください。

ホーム > 事業者の方 > 保健衛生・福祉・子育て > 介護・介護予防 ⇒ 介護報酬・介護人材  
> 「介護人材確保・定着推進事業費補助金について【高齢者福祉課】」)

## 出雲市第1号通所事業(通所型サービスA)実績報告書

年 月 日

出雲市長 様

受注者 住 所  
事業者名  
代表者

下記のとおり、実績を報告します。

記

1 報告月 年 月分

2 報告内容

開催曜日	実施回数	参加延人数
合計		

備考:

\* 詳細は、別紙のとおり

(委託用)

資料 1 - 2

## 出雲市第1号通所事業(通所型サービスA・C)実績報告書

年 月 日

出雲市長 様

受注者 住 所  
事業者名  
代表者

下記のとおり、実績を報告します。

記

1 報告月 年 月分

2 報告内容

会場名	実施回数	参加延人数	利用料 (円)×利用人数	利用料徴収額
合計				

備考:

\* 詳細は、別紙のとおり

第1号通所型事業実績報告書

年 月分

【事業所名】

【事業名】

No.	被保険者番号	利用者名	利用実績							回数	サービス利用・目標達成状況等	特記事項
			/	/	/	/	/	/	/			
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
合 計												

年( ) 月 日

出雲市第 1 号通所事業業務（通所型サービス A・C）実績報告書

出 雲 市 長 様

受託者 住 所 出雲市  
事業者名  
代 表 者

年( ) 月 日付で契約を締結した下記委託事業の業務が完了したの  
で、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 委託業務名 年度出雲市第 1 号通所事業業務（通所型サービス A・C）  
○○地域
- 2 契約期間 年( ) 月 日～ 年( ) 月 日
- 3 添付書類 年度 委託事業実施報告書

## 出雲市第1号通所事業業務（通所型サービスA・C）実施報告書

## 1 実施状況

実施月	実施箇所数	実施回数	参加人数
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

※教室中止の際は、中止日、中止理由を記載

## 2 実施内容

## ①プログラムの実施に関すること

- ・ 実施体制
- ・ 実施内容
- ・ 実施方法

## ②評価に関すること

- ・ 評価の内容
- ・ 評価の実施方法
- ・ 本人へのフィードバック方法等

## ③地域包括支援センター（高齢者あんしん支援センター）との連携に関すること

- ・ 連携の内容
- ・ 連携方法（スタッフ会の開催等）

## ④その他

- ・ 事業に関する研修等

## 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)評価票

氏名	年 月 日生( 歳)	事業所名:
		記入者名:

本人の希望・目標 (初回 月 日)
-------------------

実施計画(運動の種類、実施方法等)	特記事項
-------------------	------

身体機能の評価(体力評価)		初回・更新( 月 日)		最終( 月 日)	
身長・体重		cm kg		cm kg	
筋力	握力(右)	kg	kg	kg	kg
	握力(左)	kg	kg	kg	kg
移動能力	タイム・アップ・ゴー	秒		秒	
歩行能力	5m最大歩行	秒		秒	

痛み・心理面の評価		初回・更新( 月 日)		最終( 月 日)	
痛みの有無(VAS)	最も痛みを感じている部位 腰・膝・腕・肩・他( )				
	その他自由記載				
主観的健康観	よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない

生活面の評価	初回・更新( 月 日)		最終( 月 日)	
	転倒の不安や動作困難の有無		初回(更新)からの変化	
自宅内の移動	1ある	2ない	1楽になった 2少し楽になった 3変わらない 4悪くなった	
服を着たり脱いだりする	1ある	2ない	1楽になった 2少し楽になった 3変わらない 4悪くなった	
お風呂に入る	1ある	2ない	1楽になった 2少し楽になった 3変わらない 4悪くなった	
椅子から立ったり座ったりする	1ある	2ない	1楽になった 2少し楽になった 3変わらない 4悪くなった	
床(布団)から立ったり座ったりする	1ある	2ない	1楽になった 2少し楽になった 3変わらない 4悪くなった	
階段の昇り降り	1ある	2ない	1楽になった 2少し楽になった 3変わらない 4悪くなった	
家事や家庭内の仕事(炊事・洗濯・掃除・庭仕事等)	1ある	2ない	1楽になった 2少し楽になった 3変わらない 4悪くなった	
外出する機会	(頻度) 週	日	1増えた 2少し増えた 3変わらない 4減った	
家族や友人との交流・会話の機会	(頻度) 週	日	1増えた 2少し増えた 3変わらない 4減った	
初回までの半年間でかかりつけ歯科医受診	1ある	2ない	1行った 2行っていない	
目標の達成状況・意見・コメント (最終 月 日)				
事業またはサービスの継続の必要性	<input type="checkbox"/> なし(終了)		<input type="checkbox"/> あり(継続)	